

組合員カード利用規程

(カードの発行)

- 第1条 いわて生活協同組合（以下いわて生協という）は、組合員に対し、組合員証を兼ねた「組合員カード」を発行します。組合員カードは組合員本人と組合員と同居かつ同一生計を営む家族のみが使用できるものとし、他人に貸与・譲渡することはできません。
2. 組合員がいわて生協店舗を利用するときは、組合員カードをレジに提示します。
 3. 組合員カードは組合員が脱退、除名されるまで有効とします。
 4. いわて生協は、生協加入時に1組合員に「組合員カード2枚とミニカード1枚」を発行します。組合員カードの再発行は、紛失・盗難等、生協が認めた場合に限り行われます（郵送）。この場合、発行手数料として組合員カード1枚につき200円を申し受けます。

(カード特典)

- 第2条 いわて生協は、組合員に対し店舗利用高に応じたポイントを付与します。また、店舗利用高割戻のための店舗年間（3月21日～翌年3月20日）利用高は、組合員カードにより集計します。
2. ポイント及び店舗年間利用高加算は、いわて生協全店舗で行います。ご精算前にレジに組合員カードを提示いただいた場合を原則とし、付与・加算します。
 3. 以下のご利用商品は、ポイント及び店舗年間利用高加算の対象となりません。
 - (1) 売場：専門店（テナント）、催事等
 - (2) 商品：たばこ、商品券、ギフト券、プリペイドカード、切手・印紙等の金券類、箱代、DPE等の取次ぎ商品等
 - (3) その他生協がポイントならびに利用高割戻対象外と指定する売場、商品、役務、売掛の入金等
 4. ポイントの付与と利用については、次の通りとします。
 - (1) いわて生協は、レジで組合員カードを提示いただいた場合、お買上げ金額100円につき1ポイントを付与します。
 - (2) その他、利用に応じてポイントを付与する場合があります。
 - (3) 累計ポイントが600ポイントで、300円の【お買い物割引券】を発行いたします。【お買い物割引券】は、換金やお釣りの対象になりません。
 - (4) 【お買い物割引券】の有効期限は、発行日から1年間とします。
 - (5) 累計ポイントは、組合員カード最終提示日から1年間以上提示がなかった場合、自動的に消滅します。
 - (6) 店舗年間利用高は、事業年度（3月21日～翌年3月20日）毎に利用高割戻の対象金額とします。
 - (7) 利用割戻の実施有無と割戻率は、その事業年度の経営状態より総代会において決定します。
 5. 累計ポイントと店舗年間利用高累計のレシートへの表示は、次の通りとします。
 - (1) ポイントは、商品購入時レジで発行されるレシートに当日ポイントと累計ポイント（当日分含み）が表示されます。
 - (2) 店舗年間利用高累計は、商品購入時レジで発行されるレシートに、当日までの利用高累計を表示します。

(カード紛失)

- 第3条 組合員は、組合員カードを盗難・紛失した場合、すみやかにいわて生協へ届出なければなりません。届出がない場合、組合員が被る損失について、いわて生協は責任を負いません。
2. 届出以前に600ポイントに達し、【お買い物割引券】とポイント交換が行われた場合、いわて生協はその責任を負いません。
 3. 盗難・紛失の場合は、ポイント及び店舗年間利用高は引き続き有効とします。

(カード情報の変更と管理、情報提供)

- 第4条 組合員情報の管理は、いわて生協の「個人情報保護方針」等に基づいて行います。
2. 組合員は、住所、氏名、電話番号の変更があった場合、すみやかにいわて生協へ届けなければなりません。

ません。

3. 買上げ商品等の情報は、いわて生協が登録・管理利用することを予め了解されたものとします。
4. いわて生協および関連会社は、組合員に対し、広告印刷物等の送付および電話等による情報提供を行うことを予め了解されたものとします。

(ポイント及び店舗年間利用高の消滅)

第5条 組合員が次の何れかに該当した場合は、ポイント及び店舗年間利用高等のすべてのカード特典が無効となり、それまでのポイント及び店舗年間利用高は消滅します。

- (1) 本きまりに違反した場合
- (2) 生協を脱退した場合
- (3) カードを変造した場合
- (4) カードを不正使用した場合

(返品時の処理)

第6条 組合員は、お買上げ商品を返品する場合、レシートとともに組合員カードを提示しなければなりません。

2. 返品商品分のポイント及び店舗年間利用高実績は、減じます。

(解釈上の疑義)

第7条 この規程に関する解釈上の疑義は、店舗事業管掌理事が決定します。

(改廃)

第8条 この規程の改廃ならびに特典内容の変更は、店舗事業管掌理事が起案し常務理事会が決定します。

(付則)

第9条 この規程は、2002年9月21日施行します。

この規程は、2010年2月9日一部改訂し施行します。

この規程は、2011年7月4日一部改訂し施行します。

この規程は、2016年8月30日一部改訂し施行します。